

令和3年 第9回

甲斐市農業委員会議事録

令和3年9月27日

1 日 時 令和3年9月27日(月) 午後3時～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第19号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
報告第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 19番 神澤 安行 委員

5 議事録署名委員 11番 窪田 眞己 委員、12番 雨宮 義臣 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 山岡 広司

農業委員会事務局庶務係 樋口 一

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後3時24分

【事務局長】

それでは、令和3年第9回の総会を始めさせていただきます。
はじめにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

はじめに有泉副会長より開会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】

(あいさつ)

それでは令和3年9月、第9回の農業委員会総会を開催致します。よろしくご審議の程お願い致します。

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしくお願ひします。

【議長（会長）】

(あいさつ)

それではこれより審議に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日の出席委員は18人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

(日程第1
議事録署名委員の
指名)

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、11番窪田委員と12番雨宮委員を指名致します。

(日程第2
会期の決定)

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございま

	<p>せんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
【議長】	異議ありませんので、本日1日と決定致します。
(日程第3 議事) (報告第19号)	
【議長】	<p>それでは議事に移ります。</p> <p>報告第19号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を上程致します。</p> <p>事務局に番号19番の説明を求めます。</p>
【事務局】	<p>はい、議長。</p> <p>では資料の1ページをお願い致します。</p> <p>農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。</p> <p>甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。</p> <p>番号19番をお願いします。地図・公図は1ページ、2ページになります。</p> <p>●●番地、面積489㎡を、●●の●●さんが貸駐車場にするための届出が出ています。</p> <p>説明は以上です。</p>
【議長】	<p>事務局の説明は以上です。</p> <p>この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。</p> <p>質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(なしの声)</p>
【議長】	質問がないようですので、本件の報告を終了致します。
(報告第20号)	
【議長】	<p>次の議事に移ります。</p> <p>報告第20号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上</p>

程致します。

事務局に番号 35 番及び、番号 38 番から 41 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 2 ページをお願い致します。

農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号 35 番をお願いします。地図・公図は 3 ページ、4 ページになります。

●●番地、他 1 筆、合計 995 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、宅地分譲 5 区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号 38 番、地図・公図は 5 ページ、6 ページになります。

●●番地、面積 511 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、福祉施設にするための届出が出ています。

続きまして、番号 39 番ですが、案件の説明の前に訂正をお願い致します。譲受人の氏名が●●となっておりますが、正しくは●●となりますので、訂正していただくようお願い致します。

番号 39 番、地図・公図は 7 ページ、8 ページになります。

●●番地、面積 780 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、駐車場にするための届出が出ています。

次のページ 3 ページへ行きまして、番号 40 番、地図・公図は 9 ページ、10 ページになります。

●●番地、面積 336 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、個人住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号 41 番、地図・公図は 11 ページ、12 ページになります。

●●番地、面積 265 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により個人住宅にするための届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(議案第 39 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

議案第 39 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 38 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 4 ページをお願いします。

番号 38 番、地図・公図は 13 ページ、14 ページになります。

●●番地、他 2 筆、合計 883 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、資材置場にするための許可申請が出ています。

申請地は、10ha 未満の集団農地であり、第 2 種農地と判断することができます。

事業者は、産業廃棄物処理加工業を営んでおり、現在使用している敷地で産業廃棄物の保管の他に、再生利用して商品として販売出来る、再生利用商品の保管もしております。

しかし、再生利用商品の需要に対して、保管出来る絶対量が少ない上、敷地の一部を返却しなければならなくなり、再生利用商品があっても、在庫スペースの確保がままならない状況にあることから、再生利用商品を保管するのに十分な広さを持つこの場所を確保したいと申請がありました。

申請地では、再生利用売却品用の 8 m²コンテナ 45 個分を整備予定です。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、土地利用計画図、面積検討表等から問題はないと考えられます。

また、雨水の処理については、自然浸透とする予定になっています。

写真は南側と、北側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●●委員】

はい、●番●●です。

先週の21日に●●、●●、●●推進委員さん、事務局、私で現地を確認しました。

先ほどの説明のように、農地区分は第2種農地ということですが、地図の13ページを見てもらえば分かるように、●●の左岸側で、農地は分断されている小集団の生産力の低い農地ということです。写真にもあるように、周辺は雑木等が繁茂していて営農は非常に困難なような場所です。

現地調査の結果から、転用について問題はない、と感じますのでご審議をよろしくお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい。推進委員の●●です。

先ほど●●農業委員さんから説明があった通りで、何も問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。
番号38番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号39番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号 39 番、地図・公図は 15 ページ、16 ページになります。

●●番地、他 1 筆、合計 931 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転により、宅地分譲 5 区画にするための許可申請が出ています。

用途地域内で集落接続があることから、第 3 種農地と判断することができます。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、土地利用計画図のほか、開発申請書の写しの添付もあることから問題はないと考えられます。

宅地を含めた所要面積 1,250.53 m²に、1 区画 215.82 から 232.35 m²を 5 区画造成します。

給水は、東側及び北側の上水道本管から、排水は東側の下水道本管へ接続予定です。

写真は東側と、北側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】

はい、●番●●です。

9 月 21 日に●●、●●推進委員、事務局と伴に現地調査を致しました。

写真を見ても分かるように草木が生い茂って、荒れているという状況です。ここは、地図の 15 ページを見ていただきますと、●●のど真ん中という感じでありまして、周りは住宅であります。

住宅地の中に荒地があるということは、防犯上また、防火上でも好ましくない、危惧すべき状況ではないかと思えます。

ここが、5 区画の宅地分譲という形で申請が出ている訳ですけれども、地域住民にとっては、ここが宅地になればこの不安が取り除かれるということであり、この観点からも非常によろしいかというように思えます。

先ほど事務局から説明がありましたように、給水、排水は、上水道、下水道の本管へ接続という形でありますので、問題はないかと思えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

去る 21 日に、●●、●●、●●農業委員と現地調査を行いました。

ここは、50 年ほど前に●●が出来た時に、もう●●番地に住宅が建ててありまして、周りは畑だったのですが、年月が過ぎたことで、荒廃した畑になってしまいましたが、先ほど●●委員が言ったように、●●の真ん中ですので、開発されれば、かえって皆さんは喜ぶんじゃないかと思うので、ぜひそのへんを考慮していただいて、ご審議の程をよろしくお願ひします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。
番号 39 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 40 号)

【議長】 次の議案に移ります。

議案 40 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号 49 番から 52 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 5 ページをお願いします。番号 49 番、地図・公図は 17 ページから、21 ページになります。

●●番地、他 3 筆、合計 3,228 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を 10 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、ブドウの作付けを予定しています。

続きまして、番号 50 番、地図・公図は 22 ページ、23 ページになります。

●●番地、面積 1,199 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を 10 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は10a当たり5,838円で、ブドウの作付けを予定しています。

続きまして、番号51番、地図・公図は24ページ、25ページになります。

●●番地、面積629㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を5年3ヶ月間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、桃の作付けを予定しています。

続きまして、番号52番、地図・公図は26ページ、27ページになります。

●●番地、面積642㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を5年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は10a当たり30,218円で、ブドウの作付けを予定しています。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号49番から52番を承認することに決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。

有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】

(あいさつ)

以上で本日の農業委員会の総会を終わらせていただきます。お疲れ様でした。

午後3時24分 閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年10月20日

議事録署名委員 11番

議事録署名委員 12番

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係 樋口 一